

重要事項説明書

本書面は、お客さまが日本ガスエネルギー株式会社（以下「当社」といいます。）に電気供給契約（以下「電気の契約」といいます。）をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を販売する時の供給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

1. はじめに

- 当社は、小売電気事業者である日本瓦斯株式会社（登録番号A0190）との取次委託契約にもとづき、電気を販売します。
- 電気の契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ご契約いただく電気料金メニューや契約電力等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は、お客さまにお申し込みいただいた内容を適用させていただきます。

2. お問い合わせ窓口

- 日本ガスエネルギー株式会社 鹿児島県鹿児島市谷山港3丁目4番1号 日本ガスグループコールセンター 099-203-0608

3. お申し込み方法

- 当社所定の様式によって、店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより申し込みを受け付けます。または、当社ホームページより申し込みを受け付けます。

4. 供給開始の予定年月日

- 当社は、お客さまとの電気の契約が成立したときには、供給開始に必要な手続きを経たのち、供給開始日より電気を供給します。この場合の供給開始予定日は、以下のとおりとし、供給開始後に改めて書面にてお知らせいたします。
スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して9日目に降に到来する最初の検針日
- 当社は、天候、用地交渉、停電等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

5. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など

- 当社は、一般送配電事業者にて計量した電気ご使用量を計量日以降に日本瓦斯株式会社より受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額の合計額とします。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- 当社は、電気の供給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が30日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

6. 工事費用等

- お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加される場合で、これにともない供給設備等が新たに施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を移設変更する場合等において、当社が一般送配電事業者へ工事費用等の負担を求められた場合は、お客さまにその工事費用等を負担していただきます。その他お客さまが電気を不正に使用した際は、一般送配電事業者が請求する違約金についても同様に、お客さまへ請求いたします。

7. 供給電圧および周波数

- 当社は、日本瓦斯株式会社にて一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。
（供給電圧 100V/200V/100Vおよび 200V）
- 周波数は 60Hz とします。

8. 支払方法

- 「ガス・電気セット割」(※) 適用のお客さま：電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同じ方法でお支払いいただけます。なお、ガスの検針日が月初のお客様の場合、電気料金は前々月分との合算になる場合があります。
- 「ガス・電気セット割」を適用しないお客さま：電気の計量日以降に、口座振替払い・クレジットカード払いまたは当社からお送りする「コンビニ・ゆうちょ銀行兼用払込票」にて毎月お支払いいただけます。ただし、クレジットカード払いの場合はご家庭でのご使用のお客さまに限りです。

※【ガス・電気セット割】

以下の適用条件を満たすお客さまからお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、本メニューを適用いたします。
適用条件を満たさない場合、セット割の対象外とさせていただきますので、予めご了承ください。
詳細は、当社ホームページをご確認ください。

（適用条件）

①当社のLPガス（以下「ガス」といいます。）と電気のご使用場所が同じであること

②ガスと電気のご契約者が同じであること

③ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

合算とは、料金を、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて合算して同時に支払うことをいいます。ただし、ガスを業務用でご利用の場合は口座振替に限らせていただきます。

- クレジットカードの有効期限が更新された場合は当社へご連絡ください。

9. 電気の供給に関するお客さまのご協力をお願い

- 電気の供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それにともない、当社又は日本瓦斯株式会社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ② お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
 - ② 電気の供給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
 - ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
 - ④ お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
 - ⑤ 電気工作物に異状もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

10. 適用期間および更新について

- 電気料金メニュー適用期間は、以下の通りです。
ファミリープランB、ビジネスプランC、低圧電力・・・供給開始日から、1年目の日が属する月の計量日の前日（満了日）までとなります。
満了日の属する月の前月の1日から15日までに変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその1年目が属する月の計量日の前日まで継続され、以後これになります。
- 付帯メニュー適用期間は、以下の通りです。
ガス・電気セット割・・・電気の供給開始日から、ガス・電気セット割が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとします。以降の継続は、当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

11. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- 契約の変更およびお引越（転居）に伴う解約については、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。
- 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

12. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約に伴う費用

- お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気の契約を解約する場合において、日本瓦斯株式会社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく継続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、日本瓦斯株式会社からの請求を踏まえた当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を当社に支払うものとします。

13. 当社からの契約の変更および解約

- 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気供給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
- お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から電気の契約を解約することがあります。
- その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から電気の契約を解約することがあります。
- 当社から電気の契約を解約する場合には、原則として15日前までに当社所定の方法によりお客様へ通知します。

14. 延滞利息について

- お客さまが支払期限日を経過してもなお電気料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて一日あたり0.0274パーセントで計算した延滞利息を申し受けます。ただし、次に該当する場合には延滞利息は申し受けません。
 - ① 電気料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
 - ② 支払方法が口座振替の場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合

15. クーリングオフについて

- お客さまが、訪問販売や電話勧誘でお申し込み（またはご契約）された場合、お客さまはその内容を記載した書面（電気使用申込書の「お客様控」）を受領した日を含む8日間は、書面により、お申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力はお客さまが書面を発信したときに生じます。なお、お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解除されている場合、お客さまは新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

16. その他

- 現在の小売電気事業者（現在の電力会社）から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともない不利益事項が発生する場合があります。現在の電力会社との契約内容をご確認ください。
- 当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社と他の契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でない判断した場合には、電気の契約のお申し込みの全部または一部を承諾できない場合があります。
- 当社は、取次業者としてお客さまと電気の契約を締結しますが、実際の電気の供給は、日本瓦斯株式会社により行われます。

お問い合わせ先

日本ガスエネルギー株式会社
鹿児島県鹿児島市谷山港3-4-1
日本ガスグループコールセンター
099-203-0608



ひと・ゆめ・暮らし
日本ガスエネルギー